

吉野川市地方創生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市における人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための施策を検討するに当たり、専門的な観点から検証し、改善を行うための助言及び意見を聴取するため、吉野川市地方創生推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の施策に係る評価及び改善に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか地方創生に係る重要事項に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、市の地方創生及び総合戦略の推進に関する事項について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見又は説明の聴取、資料等の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第24号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。